






表 4

＜主な抗結核薬＞		
薬名	形態	主な副作用
INH (イソニアジド)	白い小さな錠剤 	肝障害・末梢神経炎・ 皮膚反応を伴う過敏症
RFP (リファンピシン)	カプセル(色はメーカー によって違う) 	肝障害・胃腸障害・ 血小板減少による出血傾向
PZA (ピラジナミド)	粉薬 	肝障害・関節痛・ 高尿酸血症
SM (ストレプトマイシン)	筋肉注射 	平衡障害・聴力障害(耳鳴り)・ 口の周辺のしびれ
EB (エタンブトール)	黄色い大きな錠剤 	視力障害・末梢神経炎・ 皮疹

＜初回の結核標準治療＞

初回の標準的な結核治療は原則として (A) を用います。PZA 使用不可の場合に限り (B) を用います。80 歳以上の高齢者は PZA を使用しません。

標準治療 (A)

RFP+INH	180 日間
PZA	56～60 日間
EB または SM	56～60 日間

標準治療 (B)

RFP+INH	270 日間
EB または SM	56～60 日間

様式 1

愛知県結核健康診断報告書

愛知県知事殿

報告年月日 年 月 日

事業所等の名称 及び所在地						実施者 種別	1 事業者 2 学校長 3 施設の長 4 市町村長
実施者名							
対象者の区分			従事者	学生または生徒	入所者 収容者	住民	
						65 歳以上	その他
対象者数							
健康診断	胸部エ ックス 線検査 者数	間接					
		直接					
	喀痰検査者数						
被 発 見 者 数	結核患者						
	潜在性結核感 染者						
	結核発病のお それがあると 診断された者						
未受診者数 人			(未受診の理由) (未受診者への対応内容)			【その他の対象者の内訳・理由】(市町村実施のみ記入)	

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 第 1 項に規定する事業者、学校の長、施設の長及び同条第 3 項に規定する市町村長は、結核に係る定期の健康診断を行うこととされています。

* この報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 7 の報告義務に基づくものです。

愛知県結核定期健康診断実施要綱

第1 総則

結核定期健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号。以下「法」という。)、法施行令及び法施行規則に実施方法が示されているが、より効率的かつ適切に実施することを目的として愛知県結核定期健康診断実施要綱を定める。

第2 事業の内容

この要綱における事業の内容は、次のとおりである。

事業	根拠 (感染症法)	事業内容
定期の 健康診断	感染症法 第53条の2 第1項及び同条 第3項	1 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者、学校の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長が行う結核に係る定期の健康診断 2 市町村長が行う結核に係る定期の健康診断

第3 定期の健康診断

法第53条の2第1項に規定する事業者、学校の長、施設の長及び同条第3項に規定する市町村長(以下「実施義務者」という。)は、それぞれの条項に基づき結核に係る定期の健康診断を適切に行うものであるが、保健所長は、所管区域全体の定期の健康診断を円滑に推進するため、事前に各実施義務者に対し対象の把握、期日、期間等について計画を策定させるため必要な助言を行うとともに、法の趣旨を周知し、各実施義務者の自主性を高めるように指導する。

1 実施義務者、対象者及び実施回数

実施義務者	対象施設等	対象者	実施時期
事業者	学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く) 病院 診療所、歯科診療所 助産所 介護老人保健施設 社会福祉施設 生活保護法関係 救護施設、更生施設 老人福祉法関係 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 障害者総合支援法関係 障害者支援施設 売春防止法関係 婦人保護施設	従事者	毎年度
学校の長	大学(短期大学、大学院を含む) 高等学校、高等専門学校 専修学校、各種学校(修業年限が1年未満のものを除く)	学生または生徒	入学した年度
施設の長	刑事施設に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降	毎年度
	社会福祉施設に入所している者 生活保護法関係 救護施設、更生施設 老人福祉法関係 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム 障害者総合支援法関係 障害者支援施設 売春防止法関係 婦人保護施設	65歳に達する日の属する年度以降	
市町村の長	当該市町村に居住する者のうち、上記以外の者、65歳以上の者 (市町村が必要がないと認める者及び次に掲げる者を除く)		毎年度
	当該市町村に居住する者のうち市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に必要と認める者		市町村が定める定期

※社会福祉施設の「障害者支援施設」とは、障害者総合支援法に基づき、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、身体障害者社会福祉施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム 等

2 他制度との調整

定期の健康診断の対象者に対して、労働安全衛生法、学校保健安全法その他の法令等の規定により、健康診断が行われた場合において、その健康診断が法に定める技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれの事業者又は学校若しくは施設の長が法による定期の健康診断を行ったものとみなす。

[法 第 53 条の 2 第 4 項]

3 他で受けた健康診断との調整

定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前 3 月以内に法に定める技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

なお、診断書その他その健康診断の内容を証明する文書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 受診者の住所、氏名、生年月日及び性別
- (2) 検査の結果及び所見
- (3) 結核患者であるときは、病名
- (4) 実施の年月日
- (5) 診断書の場合には、診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

[法 第 53 条の 4、第 53 条の 9]
[規 * 第 27 条の 3] * 法施行規則

4 定期の健康診断を受けなかった者の取扱い

疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が 2 月以内に消滅したときは、その事故の消滅後 1 月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

なお、医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書の記載事項については、第 3-3 により取扱う。

[法 第 53 条の 5、第 53 条の 9]
[規 第 27 条の 3]

5 他の行政庁との協議

(1) 保健所長は、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるものに関し、当該事業者に対して法の定めにより定期の健康診断の期日又は期間について指示するに当たっては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。

(2) 保健所長は、教育委員会の所管に属する学校について、法の定める定期の健康診断の期日又は期間について指示するに当たっては、指示すべき事項を当該教育委員会に通知する。

[法 第 53 条の 8 第 1 項～第 3 項]

第4 受診義務

第3の1に定める定期の健康診断の対象者は、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長が行う定期の健康診断は、これを受けなければならない。

但し、定期の健康診断を受けるべき者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときには、その保護者がその者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

[法 第 53 条の 3]

第5 記録及び報告

1 記録

(1) 記録の様式

定期の健康診断実施者は、次の事項を記録した健康診断に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(ア) 受診者の住所、氏名、生年月日及び性別

(イ) 検査の結果及び所見

(ウ) 結核患者であるときは、病名

(エ) 実施の年月日

[法 第 53 条の 6、第 53 条の 9]
[規 第 27 条の 4]

(2) 記録の保存期間

事業者又は学校若しくは施設の長が行った定期の健康診断に関する記録は、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから 5 年間保存しなければならない。

[法 第 53 条第 5 項、第 53 条の 9]
[規 第 27 条の 4 第 1 項]

(3) 記録の開示

定期の健康診断実施者は、受診者から定期の健康診断に関する記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

[法 第 53 条の 6 第 2 項]

2 報告

定期の健康診断実施者は、その実施状況について、様式1により1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに保健所長を経由して知事に報告しなければならない。

保健所長は、この報告により所轄内の結核まん延状況、定期検診の実施状況等、貴重な情報が得られるので関係者にこの趣旨を周知し、必ず期日までに報告するよう指導しなければならない。

[法 第 53 条の 7]
[規 第 27 条の 5]

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。